

平成16年4月12日

ティーパック株式会社
代表取締役 板倉 清 殿

金融庁監督局保険課長
池田 唯一

「保険業法」に関する法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成16年3月19日付照会文書に対する回答)

「保険業」を定義した保険業法第2条第1項にいう「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度(構成員の団体帰属に係る意識度)、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。

これに照らすと、照会のあった事例は、所定の会費を支払えば特に制限なく誰でも加入できる団体を新たに設立し、対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業を営むものであり、当該事業が当該団体の会員を対象とするものであるからといって、同項にいう「保険業」に該当しないとは言えないものと認められる。

(注)本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。